

# ○沖縄県立看護大学大学院生表彰取扱要領

(平成 29 年 1 月 18 日 研究科委員会)

( 目的 )

第 1 条 この要領は、沖縄県立看護大学大学院学則（平成 16 年沖縄県規則第 23 号）第 45 条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

( 表彰の基準 )

第 2 条 表彰は、在学中に顕著な功績を残し、高い評価を受けたと認められる本学の学生について行う。

( 表彰対象者の推薦 )

第 3 条 教員は、前条に該当すると認める者がいるときは、別紙様式により学長に推薦することができる。

( 表彰の審議・決定 )

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、研究科教務委員会に審査を付託することができる。

2 研究科教務委員会は、前項による付託があったときは、その審査を行い、審査の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

3 表彰は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

( 表彰の方法 )

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

( 表彰の時期 )

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

(1) 開学記念日（5月15日）

(2) 修了式

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断される場合は、その都度行うことができる。

( 公表 )

第 7 条 被表彰者は、学内外に公表する。

( 事務 )

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学務課において処理する。

( 雑則 )

第 9 条 この要領に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。